

山梨県富士山科学研究所施設管理等業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県富士山科学研究所が発注する山梨県富士山科学研究所施設管理等業務委託に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年2月9日

山梨県富士山科学研究所副所長 河西 博志

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 役務の名称及び数量 | 山梨県富士山科学研究所施設管理等業務委託 一式 |
| (2) 仕様等 | 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。 |
| (3) 履行期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 山梨県富士山科学研究所
山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-1 |

2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

※なお、出納局管理課で審査を受け令和6年2月26日（月）午後5時までに決定通知書の写しを山梨県富士山科学研究所総務・企画課に提出した者は、名簿登載者とみなす。

- (5) この公告の日から開札の日までの間に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業について都道府県知事等の登録を受けている者であること。

※なお、営業所の所在地を管轄する保健所長に登録申請書を提出し、都道府県知事等の登録を受け、令和6年2月26日（月）午後5時までに登録証明書の写しを提出した者は、上記の登録を受けている者とみなす。

- (7) 山梨県内に本社、支店又は営業所を有する者であり、非常時に連絡後30分以内での緊急対応ができる者であること。
- (8) 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (9) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間において、1年間継続

しての施設管理等業務を1回として、2回以上建物延べ面積5,000㎡以上の施設管理等業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

- (10) 損害賠償責任保険に加入するなど、業務上生じた自らの責任に起因する損害に対し、十分な補償能力を有している者であること。
- (11) 労働保険（労災保険及び雇用保険）の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
※なお、令和6年2月26日（月）午後5時までに、様式9及びその添付書類（「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）」の写し、「労働保険料等納付証明」の写し等）を提出した者は、未適用及び未納がない者とみなす。
- (12) この公告に示した役務を確実に履行できると山梨県富士山科学研究所副所長が判断した者であること。
- (13) (1) から(12) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 403-0005
山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1
山梨県富士山科学研究所総務・企画課
電話0555-72-6211
- (2) 入札説明書の交付方法
この公告の日から令和6年2月26日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、公告の日から令和6年2月26日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の（1）の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年3月8日（金）午前11時
富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1
山梨県富士山科学研究所本館2階第2・3会議室
- (5) 郵送による入札
郵送による入札は受け付けない。
- (6) 入札方法
契約期間全体の総額で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県富士山科学研究所副所長が認めた入札者であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 長期継続契約

この公告に係る契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算につき減額又は削除があった場合は、契約期間内であっても当該契約を解除することがある。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 前払金の有無 無

(7) 詳細は入札説明書による